

# 住民基本台帳ネットワークシステムに係る 特定個人情報保護評価書(案)に対する県民意見募集手続の実施について

- 県では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第28条の規定により、特定個人情報を取扱う事務において「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。
- 今般、国外転出者による個人番号カードの利用等を可能とする制度改正を受け、特定個人情報を取扱う事務に変更が予定されていますので、評価書の見直しについて、県民の皆様からのご意見を募集します。

## 1 評価書の見直し概要

### 【①特定個人情報保護評価書について】

- ・特定個人情報(個人番号を含む個人情報)については、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価し、特定個人情報保護評価書として作成・公表することが必要
- ・住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務についても、特定個人情報保護評価書を作成・公表し、必要に応じて見直しを実施

### 【②変更理由及び主な見直し箇所】

- ・国の制度改正により、国外転出者による個人番号カード・公的個人認証の利用を実現するため、戸籍の附票を基盤とした個人認証を実施
- ・戸籍の附票を本人確認の基盤となる「附票連携システム」の新たな運用にあたり、特定個人情報ファイルの変更が予定されるため、特定個人情報保護評価を再実施し評価書の見直しを行う。

項目	見直し内容(下線部分を追加)
取扱事務	・本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 ・ <u>附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</u>
対象者	・県内の市町村の住民基本台帳に記録された者 ・ <u>県内の市町村の戸籍の附票に記録された者</u>
取扱情報	・本人確認情報:(4情報(「氏名、住所、生年月日、性別」、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報)) ・ <u>附票本人確認情報:(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)</u>
リスクへの対応	・端末の使用に当たっては、生体認証による操作者認証を行う。 ・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・ <u>附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</u> ・不正な操作が無いことについて、内部及び外部監査を行う。

## 2 意見募集手続について

### 【①特定個人情報保護評価書の閲覧場所】

- 長野県公式ホームページのほか、次の場所で閲覧が可能です。
- ・長野県行政情報センター(長野県庁西庁舎1階)
  - ・県内10箇所の行政情報コーナー
  - ・企画振興部市町村課(長野県本庁舎3階)

### 【②意見の募集期間】

令和5年10月5日(木)から令和5年11月3日(金)まで 30日間

### 【③意見の提出方法】

- (1) 郵送 〒380-8570(県庁専用郵便番号につき住所記載不要)  
長野県企画振興部市町村課行政係
- (2) ファクシミリ 026-232-2557
- (3) 電子メール shichoson@pref.nagano.lg.jp  
\* 「意見提出様式」は、県ホームページに掲載

### 【④留意事項】

- ・ご意見に対する個別の回答は致しません。
- ・電話による意見応募はご遠慮ください。